## 契約の過程並びに契約の内容に関する調書

令和 7年 4月 14日公表

工 事 名	浄水工-1 花輪浄水場2号ろ過池集水装置更新工事
工 事 場 所	鹿角市八幡平字玉内下地内
工事種別及び概要	ろ過池集水装置更新工事 N=1式
工期	着手 令和 7年 4月15日 完成 令和 7年 9月30日
執 行 方 法	随意契約
随意契約理由	花輪浄水場2号ろ過池の浄水処理能力が低下したため、 ろ過池内部の調査を行ったところ、ろ過材基底部の集水 装置が破損しており、ろ過材の流出と排水槽の閉塞によ り浄水処理不能であることが確認された。これにより浄 水場の浄水処理能力が平常時の75%程まで低下してお り、夏季の水道需要に対応できない恐れがあり早急に復 旧工事を行う必要がある。
上記根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む)	62, 700, 000 円
契約者の住所	秋田県秋田市卸町4-8-9
称号又は名称	秋田東北商事株式会社 代表取締役社長 工 藤 大 吾
代表者職・氏名	
契 約 日	令和 7年 4月14日
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	60, 192, 000 円